

## 第7回 株券電子化小委員会 議事要旨

日 時 平成 18 年 3 月 7 日（火曜） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 35 分

場 所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 6 番 1 号  
日経茅場町別館 1 階 当社会議室

議 題 「株券等の電子化に係る制度要綱」（案）について

### 議事内容

事務局から資料に基づいて説明を行い、質疑応答を行った。

資料の 81 ページに記述された「担保に供されている株券の預託」については、これまで銀行界としても検討を進めてきたところである。機構の考え方としては、「早期に預託を進める必要がある」とのことかもしれないが、この部分については、原則に基づいてどのような事務フローが考えられるのかを、銀行界として引き続き検討していきたいと考えており、制度要綱ができたからといって、来年度中からどんどん担保について預託が進むという話ではないと認識している。

また、本件については、銀行界だけ、あるいは、担保を取り扱う金融機関だけで解決ができる問題でもないため、102 ページの記述と同趣旨ではあるが、事務フローに係る検討は、関係者を交えて行うことが必要である。（オブザーバー）

資料の 80 ページの「保護預り株券の預託の特例」の備考欄にある「特例預託対応のための株券事前確認スキーム案」について、この会合の結果を受けて、証券界に持ち帰って説明したいと考えている。

参考資料との位置づけで差し支えないが、このスキーム案は、かなり長い期間をかけて行っていくものとして分科会では議論され、おおよその日程感も議論されたと考えているので、具体的な日程のイメージが分かるものが添付されることが望ましい。仮に、それが難しいということであれば、分科会の資料を制度要綱とは別に利用させてもらうことで良いかどうかを確認したい。

事前預託スキームの仕組みを作るとすると、先ほど説明のあった施行日前日の実質株主通知のための仕組みよりも前に対応が必要となる可能性がある。参

考資料に追加するか、さもなければ、分科会資料の利用について関係者に了解を得るか、いずれかについて対応願いたい。（証券会社）

本日審議いただいた「株券等の電子化に係る制度要綱」（案）については、3月15日に開催予定の機構の業務委員会に付議することとしたい。（事務局）

議題に関する審議終了後に、次の発言があった。

制度要綱のとりまとめに至るまでの一年間における小委員会・分科会のメンバーの尽力に深く感謝したい。一方で、法律が公布されてから、ほぼ2年が経過しようとしており、期限までは残り3年となっている。事務局からの説明や委員からの発言にもあったとおり、制度要綱が出来上がった後においても、なお検討すべき事項は多数あり、さらに詳細を詰めていく必要がある点多いと思われる。

当局としても、この制度要綱を踏まえて、最終的な政省令案の策定作業を詰めていきたいと考えている。

また、会社による情報提供請求について、どういう場合が認められ、どういう場合が認められないのかというガイドラインを作らなければならないということも十分承知しており、今後、適切な検討の場を設けて進めていきたいと考えているので、引き続き協力願いたい。（オブザーバー）

指摘のあったとおり、制度要綱では、実務の骨格を固めたに過ぎず、今後も詳細な検討を進めていく必要があるため、電子化小委員会と4つの分科会の枠組みについては、引き続き存続させたいと考えている。会議の開催頻度については、定期的にというわけではないが、必要に応じて開催させていただくこととしたい。

また、制度要綱（案）は100ページに及ぶ分量となっているため、中間とりまとめの際と同様に、サマリーの作成を予定している。内容については、事務局に一任いただきたい。（事務局）

これまでの協力に感謝する。制度要綱を踏まえて、今後は、システムの構築や、より詳細な事務フローの検討を進めていくこととなる。各委員及びオブザーバーには、引き続き協力をお願いしたい。

なお、出来上がった制度要綱については、今後、日本証券業協会の証券決済制度改革推進センターなどとも相談しながら、速やかに説明会等を通じた広報に努めたい。また、業界単位であるか、個社単位であるかを問わず、要望があれば、可能な限り出向いて説明させてもらうことなども考えている。遠慮なく

事務局まで連絡願いたい。（事務局）

以 上